投資信託説明書(請求目論見書)
使用開始日　2026年10月21日

三重県応援ファンド

追加型投信／内外／資産複合

三重県応援ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年10月20日に関東財務局長に提出しており、2026年10月21日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　塩川　克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

SBI岡三アセットマネジメント

・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目　次

目　次 1
第一部【証券情報】 2
（１）【ファンドの名称】 2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 2
（３）【発行（売出）価額の総額】 2
（４）【発行（売出）価格】 2
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 3
（７）【申込期間】 3
（８）【申込取扱場所】 3
（９）【払込期日】 3
（１０）【払込取扱場所】 3
（１１）【振替機関に関する事項】 4
（１２）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第１【ファンドの状況】 5
第２【管理及び運営】 40
第３【ファンドの経理状況】 46
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 73
第三部【委託会社等の情報】 74
第１【委託会社等の概況】 74

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三重県応援ファンド
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社** **電話番号　　03-3516-1300** **受付時間　　営業日の午前9時～午後5時** **ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp**

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2％（税抜 2.0％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（７）【申込期間】

2026 年 10 月 21 日から 2027 年 4 月 19 日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧ください。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ **ファンドの目的**

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ **信託金の限度額**

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ **ファンドの商品分類**

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　　内	株　　式
追加型	海　　外	債　　券
	内　　外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産（投資信託証券（資産複合(株式 一般、債券 公債、不動産投信)）(資産配分固定型)）** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 **年４回** 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	**グローバル（日本を含む）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	あり（　　） **なし**

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（資産複合(株式一般、債券 公債、不動産投信)）(資産配分固定型)）	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）を実質的な投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。
年４回	目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

■ファンドの特色

1 わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券に投資します。

●実際の運用は三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドを通じて行います。

2 各マザーファンドの受益証券への資産配分は、投資信託財産の純資産総額に対して、以下の比率を基本投資割合とします。

「三重県応援ファンド」は、3つのマザーファンドを通じて、わが国の株式（三重県関連銘柄）、内外の債券（ソブリン債（国債、政府保証債等））、わが国の不動産投資信託証券（J-REIT）に分散投資を行います。

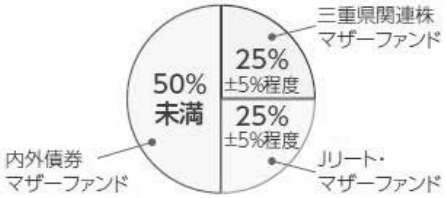

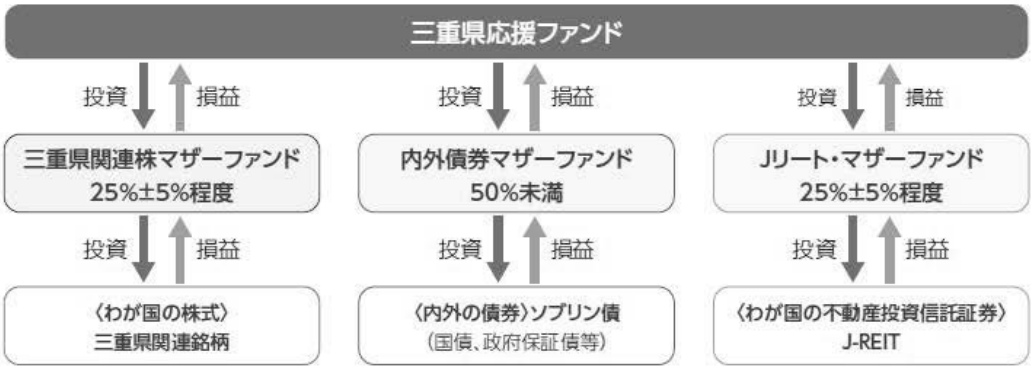

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

内外債券マザーファンドは、日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）に投資を行い、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

三重県の社会福祉向上のため、信託報酬から寄附を行います。

寄附の金額は、ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.15%とします。寄附の方法等につきましては、委託会社が、三重県庁との協議により決定します。

- 寄附は、委託会社が受取る信託報酬から行います。なお、委託会社、販売会社、受託会社が受取る信託報酬は、寄附を行うことを考慮して決定しております。
- 寄附の具体的な内容等につきましては、運用報告書等を通じて、受益者にご報告します。

三重県関連株マザーファンド

- わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- わが国の金融商品取引所上場株式のうち、三重県に本社または本店がある企業、および三重県に工場、店舗等があるなど、三重県の発展と共に成長が期待される企業や三重県に関わりが深い企業等の株式に投資します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、財務内容を考慮のうえ、以下の戦略Iおよび戦略IIを組合せて銘柄を選定します。

戦略I	三重県に本社または本店がある企業を投資対象とし、株式時価総額を勘案して、ポートフォリオを構築します。
戦略II	三重県に工場、店舗等がある企業を投資対象とし、株式時価総額、配当利回りを勘案して、ポートフォリオを構築します。

- 運用にあたっては、買い持ち戦略を基本とし、組入銘柄の見直しは、原則として半年毎に行います。
- 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

内外債券マザーファンド

●日本を含む主要先進各国のソブリン債(国債、政府保証債等)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。



ソブリン債とは

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

●FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指して積極的な運用(アクティブ運用)を行います。

※FTSE世界国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●マクロ分析や為替・金利予測及びイールドカーブ分析に基づき、国別投資比率やデュレーションの決定及び調整を行い、アクティブに超過収益の獲得を目指します。また、相対価値分析、需給要因分析、テクニカル分析に基づく複数の付加価値戦略を組み合わせることで、ポートフォリオの収益力向上とリスク軽減に努めます。



デュレーションとは

デュレーションは、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが大きくなります。また、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期間が長いほどデュレーションは長くなります。

●債券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

Jリート・マザーファンド

●わが国の金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。
一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。

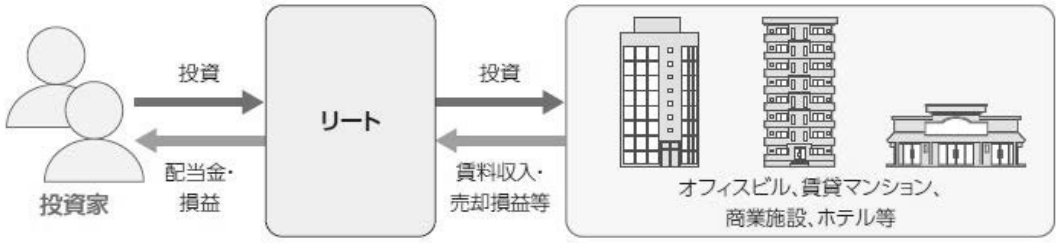

●不動産投資信託証券の組入比率は、原則として、高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

年4回、1月、4月、7月、10月の各月の20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。ただし、1月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

（2）【ファンドの沿革】

2005 年 9 月 22 日　投資信託契約締結、設定、運用開始
2007 年 1 月 4 日　投資信託振替制度へ移行

（3）【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

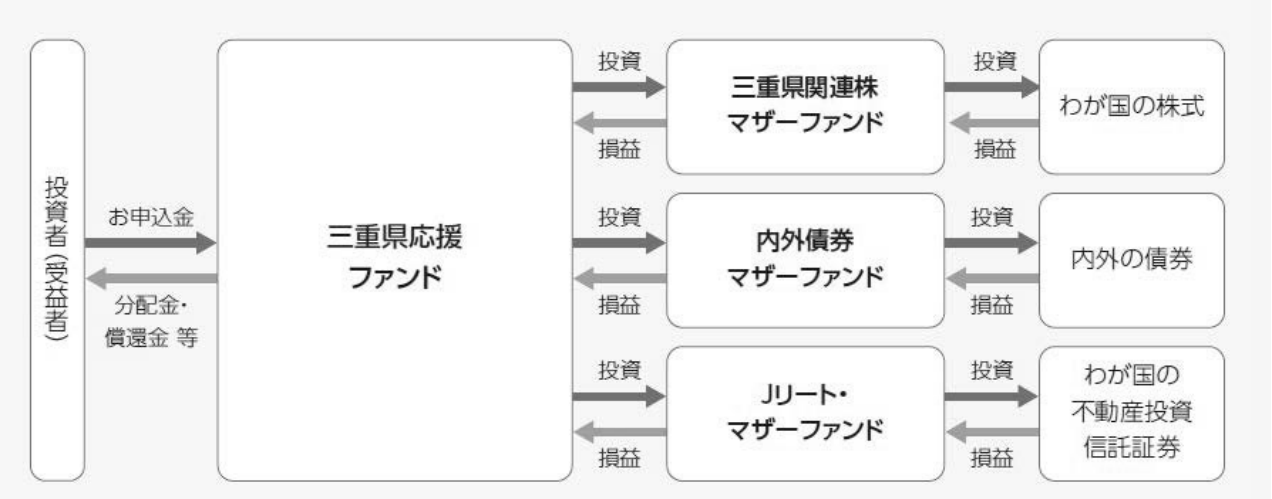

■　ファンドの関係法人とその役割

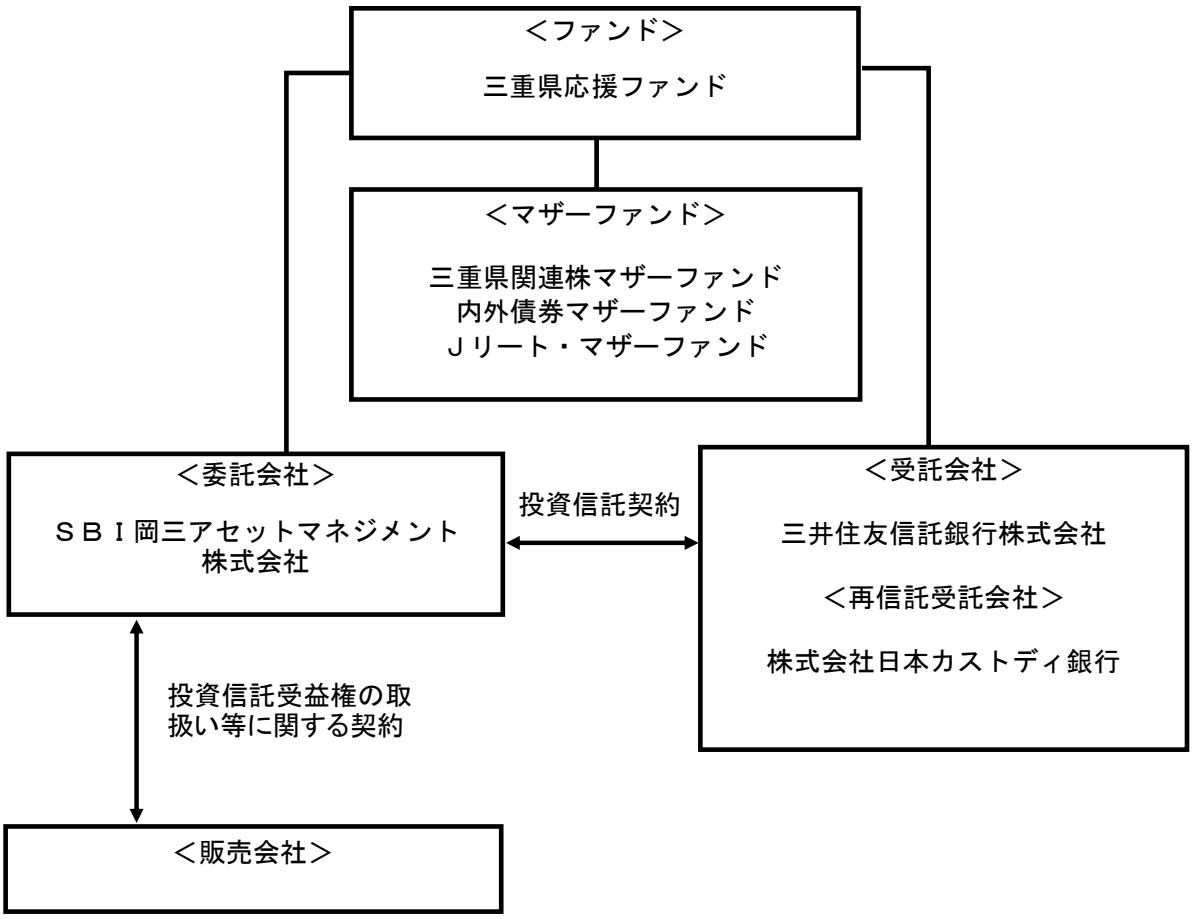

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■　委託会社の概況（2026 年 7 月末日現在）

◆　資本金

1 億円

◆　委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日　「日本投信委託株式会社」設立

2008 年 4 月 1 日　岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

2023年 7月 1日　　商号を「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a　投資対象

三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、およびＪリート・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Ｊリート・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ．各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券に投資します。

ハ．各マザーファンドの受益証券への資産配分は、投資信託財産の純資産総額に対して、以下の比率を基本投資割合とします。

三重県関連株マザーファンドの受益証券　・・・・　25%±5%程度
内外債券マザーファンドの受益証券　・・・・・・　50%未満
Ｊリート・マザーファンドの受益証券　・・・・・　25%±5%程度

ニ．実質組入外貨建資産（各マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額をいいます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※　ファンドは、各マザーファンドの投資対象資産に着目し、基本投資割合に従って、各マザーファンドの組入比率を決定します。

（2）【投資対象】

■　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　運用の指図範囲

a　有価証券

委託会社は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Ｊリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの
ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

※　投資対象とする各マザーファンドの委託会社名、基本方針、投資対象、投資態度等の詳細は、後述の「投資対象とするマザーファンドの概要」をご参照下さい。

投資対象とするマザーファンドの概要

三重県関連株マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	①　わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。 ②　わが国の金融商品取引所上場株式のうち、三重県に本社または本店がある企業、および三重県に工場、店舗等があるなど、三重県の発展と共に成長が期待される企業や三重県に関わりが深い企業等の株式に投資します。 ③　ポートフォリオの構築にあたっては、財務内容を考慮のうえ、以下の戦略Ⅰおよび戦略Ⅱを組合せて銘柄を選定します。 戦略Ⅰ：三重県に本社または本店がある企業を投資対象とし、株式時価総額を勘案して、ポートフォリオを構築します。 戦略Ⅱ：三重県に工場、店舗等がある企業を投資対象とし、株式時価総額、配当利回りを勘案して、ポートフォリオを構築します。 ④　運用にあたっては、買い持ち戦略を基本とし、組入銘柄の見直しは原則として半年毎に行います。 ⑤　株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑥　株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。 ⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　外貨建資産への投資は行いません。 ③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。 ④　投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤　デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 7 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

内外債券マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。
投資態度	① 日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ② FTSE 世界国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指して積極的な運用（アクティブ運用）を行います。 ③ マクロ分析や為替・金利予測及びイールドカーブ分析に基づき、国別投資比率やデュレーションの決定及び調整を行い、アクティブに超過収益の獲得を目指します。また、相対価値分析、需給要因分析、テクニカル分析に基づく複数の付加価値戦略を組み合わせることで、ポートフォリオの収益力向上とリスク軽減に努めます。 ④ 債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 12 月 5 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

Ｊリート・マザーファンド

委託会社	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	①　わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②　運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体と J-REIT にかかる調査・分析情報等の助言を受けます。 ※委託会社の判断により投資助言契約の解約を行う場合があります。 ③　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。 ④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ③　株式への投資は行いません。 ④　外貨建資産への投資は行いません。 ⑤　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 11 月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。

（３）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

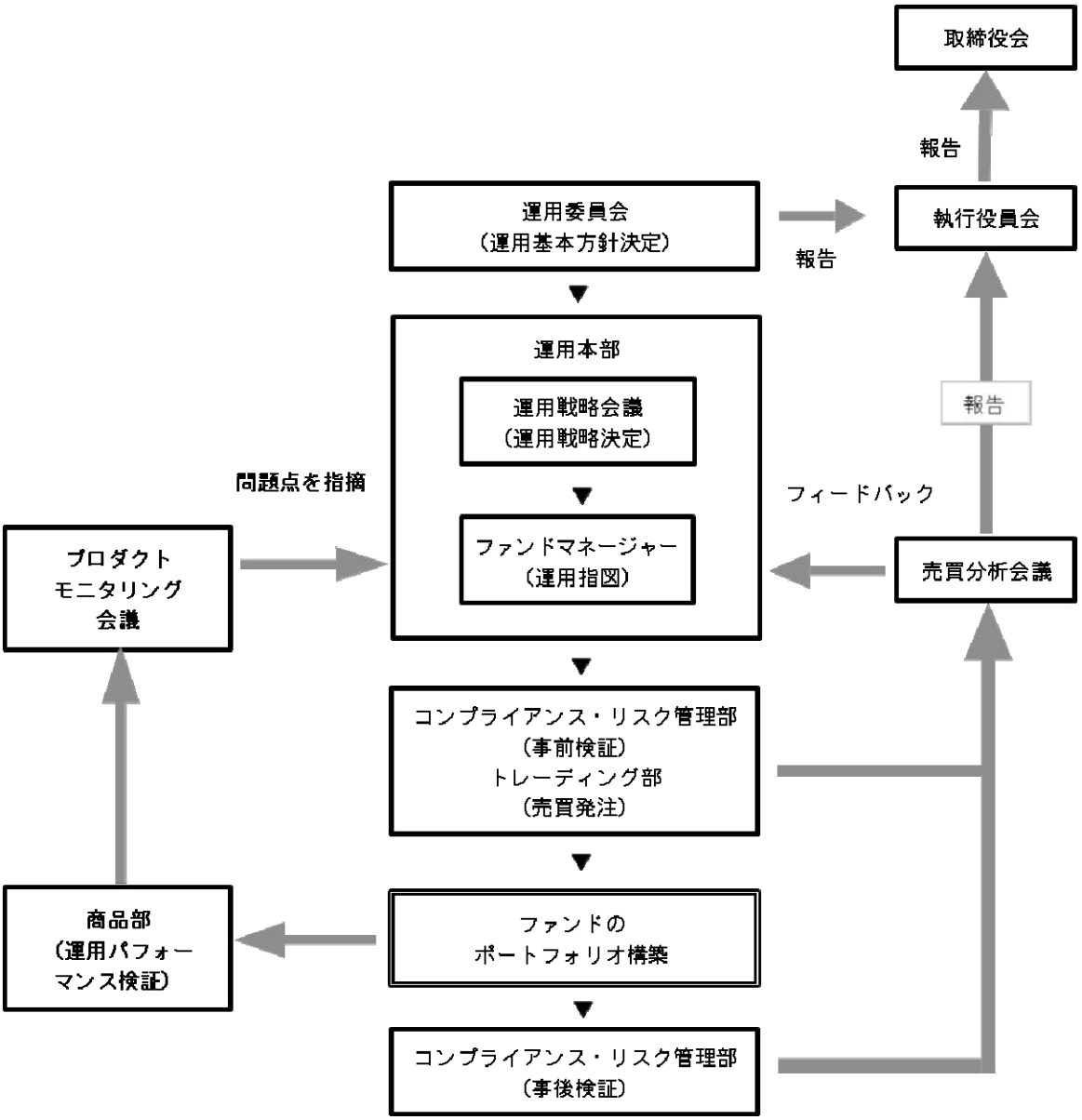

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月１回開催）	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月１回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいたファンドの運用戦略を決定します。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定された運用戦略に基づき、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議 （月１回開催）	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 （月１回開催）	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月１回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （4～6 名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6 名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 （10～12 名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。

■　社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■　ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※　運用体制等につきましては、2026 年 7 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（4）【分配方針】

■ 年 4 回、1 月、4 月、7 月、10 月の各月の 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

a　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

b　分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。

ただし、1 月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c　留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

■ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■　マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

■　同一のマザーファンドの受益証券への投資は、原則として投資信託財産の純資産総額の 50%以下とします。

■　同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

■　外貨建資産への直接投資は行いません。

■　株式への直接投資は行いません。

■　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■　公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■　資金の借入れ

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

d　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、国内の株式、国内外の債券、国内の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■　株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■　不動産投資信託証券のリスク

・　価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・　分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けているため、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・　信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・　業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損

失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ **自然災害・環境問題等のリスク**

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ **法律改正・税制の変更等によるリスク**

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ **上場廃止リスク**

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

・ **流動性リスク**

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ **為替変動リスク**

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ **信用リスク**

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ **カントリーリスク**

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

＜投資リスクに対する管理体制＞（2026 年 7 月末日現在）

・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。

・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



＊分配金再投資基準価額は、2021年8月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

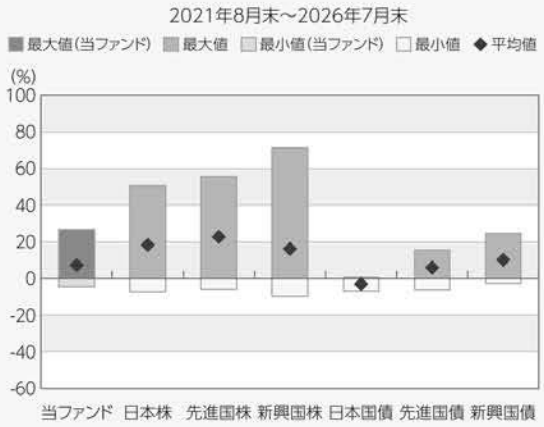

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	26.7	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△ 4.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	7.3	18.3	22.7	16.2	△ 3.0	6.0	10.2

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	**ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社** **電話番号　　03-3516-1300** **受付時間　　営業日の午前 9 時～午後 5 時** **ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp**

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.10%が信託財産留保額として控除されます。

（3）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.21%（税抜 1.10%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.627%（税抜 0.57%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.495%（税抜 0.45%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.088%（税抜 0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

■ 三重県の社会福祉向上のための寄附

三重県の社会福祉向上のために、寄附を行います。寄附の金額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.15%を乗じて得た額とします。当該寄附は、委託会社が受取る信託報酬から行います。

なお、委託会社、販売会社、受託会社に係る上記の信託報酬は、寄附を行うことを考慮して決定しております。

寄附の方法等につきましては、委託会社が、三重県庁との協議により決定します。寄附の具体的な内容等につきましては、運用報告書等を通じて、受益者にご報告します。

■　信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

■　ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■　ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.011%（税抜 0.01%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用及び受託会社の立替えた立替金の利息につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※　上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■　個人受益者に対する課税

①収益分配金の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われます。
なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

②解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益（譲渡益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税等 15.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%の税率による源泉徴収が行われます。

③損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および特定公社債等の利子所得との損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■　法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税等 15.315％）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合は、コース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜普通分配金、元本払戻金（特別分配金）について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

■　その他

・配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

・買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記の内容は 2026 年 7 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2026年1月21日～2026年7月21日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.25%	1.22%	0.03%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2026年 7月 31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

三重県応援ファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,058,505,441	98.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	20,910,545	1.01
合計（純資産総額）		2,079,415,986	100.00

（参考）三重県関連株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	547,078,420	98.24
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	9,789,315	1.76
合計（純資産総額）		556,867,735	100.00

（参考）内外債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	95,216,400	3.85
	アメリカ	1,171,425,296	47.40
	カナダ	96,836,750	3.92
	ドイツ	70,894,295	2.87
	イタリア	73,575,574	2.98
	フランス	52,745,871	2.13
	スペイン	8,923,432	0.36
	イギリス	601,793,716	24.35
	オーストラリア	217,419,877	8.80
	小計	2,388,831,211	96.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	82,703,334	3.35
合計（純資産総額）		2,471,534,545	100.00

（参考）Ｊリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	14,719,118,400	94.74
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	817,396,179	5.26

合計（純資産総額）	15,536,514,579	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三重県応援ファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	内外債券マザーファンド	419,916,210	2.3328	979,580,535	2.3115	970,636,319	46.68
2	日本	親投資信託受益証券	三重県関連株マザーファンド	127,768,877	4.3892	560,803,155	4.3584	556,867,873	26.78
3	日本	親投資信託受益証券	Ｊリート・マザーファンド	133,123,057	4.0045	533,091,282	3.9888	531,001,249	25.54

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

（参考）三重県関連株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	6,300	4,073.00	25,659,900	4,284.00	26,989,200	4.85
2	日本	株式	百五銀行	銀行業	11,400	2,024.00	23,073,600	2,017.00	22,993,800	4.13
3	日本	株式	三十三フィナンシャルグループ	銀行業	11,300	1,932.00	21,831,600	1,910.00	21,583,000	3.88
4	日本	株式	京セラ	電気機器	5,200	3,666.00	19,063,200	3,691.00	19,193,200	3.45
5	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	8,600	2,336.50	20,093,900	2,184.00	18,782,400	3.37
6	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	4,100	4,672.00	19,155,200	4,172.00	17,105,200	3.07
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	10,400	1,557.00	16,192,800	1,625.50	16,905,200	3.04
8	日本	株式	旭化成	化学	9,100	1,862.00	16,944,200	1,722.50	15,674,750	2.81
9	日本	株式	富士電機	電気機器	1,000	12,575.00	12,575,000	14,285.00	14,285,000	2.57
10	日本	株式	ＴＨＫ	機械	2,100	6,855.00	14,395,500	6,700.00	14,070,000	2.53
11	日本	株式	荏原製作所	機械	2,500	5,587.00	13,967,500	5,558.00	13,895,000	2.50
12	日本	株式	デンソー	輸送用機器	7,000	1,992.50	13,947,500	1,967.50	13,772,500	2.47
13	日本	株式	ジャパンマテリアル	サービス業	6,000	2,320.00	13,920,000	2,267.00	13,602,000	2.44
14	日本	株式	東ソー	化学	5,000	2,766.50	13,832,500	2,710.50	13,552,500	2.43
15	日本	株式	味の素	食料品	2,700	5,252.00	14,180,400	4,965.00	13,405,500	2.41
16	日本	株式	神戸製鋼所	鉄鋼	6,200	1,969.50	12,210,900	2,077.00	12,877,400	2.31
17	日本	株式	日東電工	化学	3,700	3,284.00	12,150,800	3,325.00	12,302,500	2.21
18	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	12,200	966.00	11,785,200	1,006.50	12,279,300	2.21
19	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	2,600	4,639.00	12,061,400	4,678.00	12,162,800	2.18
20	日本	株式	コスモエネルギーホー	石油・石	3,000	3,930.00	11,790,000	3,984.00	11,952,000	2.15

			ルディングス	炭製品						
21	日本	株式	ＤＩＣ	化学	2,600	4,500.00	11,700,000	4,424.00	11,502,400	2.07
22	日本	株式	ＬＩＸＩＬ	金属製品	6,500	1,861.50	12,099,750	1,735.00	11,277,500	2.03
23	日本	株式	エクセディ	輸送用機器	1,600	5,960.00	9,536,000	6,040.00	9,664,000	1.74
24	日本	株式	三重交通グループホールディングス	不動産業	16,800	546.00	9,172,800	554.00	9,307,200	1.67
25	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	200	61,060.00	12,212,000	46,500.00	9,300,000	1.67
26	日本	株式	テイ・エス　テック	輸送用機器	5,000	1,777.00	8,885,000	1,838.00	9,190,000	1.65
27	日本	株式	イオン	小売業	6,400	1,366.50	8,745,600	1,364.00	8,729,600	1.57
28	日本	株式	日本トランスシティ	倉庫・運輸関連業	6,100	1,297.00	7,911,700	1,350.00	8,235,000	1.48
29	日本	株式	DMG森精機	機械	2,000	3,398.00	6,796,000	3,720.00	7,440,000	1.34
30	日本	株式	セントラル硝子	化学	1,800	4,155.00	7,479,000	3,980.00	7,164,000	1.29

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.68
		食料品	6.84
		化学	15.62
		医薬品	0.69
		石油・石炭製品	2.15
		ゴム製品	1.10
		ガラス・土石製品	1.46
		鉄鋼	2.31
		非鉄金属	7.01
		金属製品	3.67
		機械	7.70
		電気機器	13.18
		輸送用機器	11.39
		その他製品	0.80
		電気・ガス業	1.36
		陸運業	0.68
		倉庫・運輸関連業	1.48
		情報・通信業	1.17
		卸売業	1.15
		小売業	2.26
		銀行業	8.00
		不動産業	1.67
		サービス業	3.87
合計			98.24

（参考）内外債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.75	1,600,000	21,450.33	343,205,382	21,265.02	340,240,363	4.75	2035年10月22日	13.77
2	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.375	1,400,000	19,160.56	268,247,902	17,557.12	245,799,770	4.375	2054年7月31日	9.95
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25	1,500,000	16,439.68	246,595,333	16,031.82	240,477,300	4.25	2030年1月31日	9.73
4	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	2,000,000	10,810.55	216,211,110	10,870.99	217,419,877	2.75	2028年11月21日	8.80
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625	1,300,000	16,641.47	216,339,165	16,087.06	209,131,878	4.625	2035年2月15日	8.46
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25	1,300,000	16,403.48	213,245,305	16,061.95	208,805,415	4.25	2029年2月28日	8.45
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	750,000	14,754.49	110,658,734	14,597.89	109,484,221	1.5	2030年2月15日	4.43
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75	700,000	15,543.89	108,807,239	14,941.93	104,593,562	4.75	2055年5月15日	4.23
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	650,000	16,524.02	107,406,163	15,871.10	103,162,150	4.375	2034年5月15日	4.17
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	700,000	15,398.98	107,792,894	14,339.23	100,374,662	4.5	2054年11月15日	4.06
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.625	600,000	16,008.20	96,049,210	15,899.35	95,396,108	3.625	2028年5月31日	3.86
12	日本	国債証券	第８７回利付国債（３０年）	120,000,000	90.22	108,272,400	79.34	95,216,400	2.8	2055年6月20日	3.85
13	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 3	800,000	11,316.78	90,534,258	11,123.21	88,985,754	3	2034年6月1日	3.60
14	イタリア	国債証券	BTPS 4.65	400,000	19,404.27	77,617,114	18,393.89	73,575,574	4.65	2055年10月1日	2.98
15	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5	400,000	18,162.12	72,648,492	17,723.57	70,894,295	2.5	2035年2月15日	2.87
16	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3	300,000	17,958.49	53,875,473	17,581.95	52,745,871	3	2034年11月25日	2.13
17	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 3.75	100,000	17,129.00	17,129,009	15,753.58	15,753,583	3.75	2053年10月22日	0.64
18	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.55	50,000	18,142.31	9,071,158	17,846.86	8,923,432	2.55	2032年10月31日	0.36
19	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2	100,000	8,168.86	8,168,861	7,850.99	7,850,996	2	2051年12月1日	0.32

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
国債証券	96.65
合計	96.65

（参考）Ｊリート・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	8,690	146,100	1,269,609,000	134,700	1,170,543,000	7.53
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	8,512	133,000	1,132,096,000	122,100	1,039,315,200	6.69

3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	7,066	120,369	850,528,272	117,900	833,081,400	5.36
4	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	4,985	143,500	715,347,500	145,000	722,825,000	4.65
5	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	4,256	167,800	714,156,800	152,700	649,891,200	4.18
6	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	4,794	135,297	648,618,272	123,500	592,059,000	3.81
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	6,521	92,693	604,454,900	90,600	590,802,600	3.80
8	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	3,761	175,900	661,559,900	156,100	587,092,100	3.78
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	4,866	105,200	511,903,200	103,100	501,684,600	3.23
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	2,774	182,700	506,809,800	162,900	451,884,600	2.91
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	7,165	64,600	462,859,000	61,200	438,498,000	2.82
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	5,090	84,400	429,596,000	81,400	414,326,000	2.67
13	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	2,732	147,700	403,516,400	141,300	386,031,600	2.48
14	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	1,100	381,000	419,100,000	341,000	375,100,000	2.41
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	3,432	103,827	356,335,053	98,100	336,679,200	2.17
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,300	142,870	328,602,864	142,900	328,670,000	2.12
17	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	2,989	118,000	352,702,000	108,100	323,110,900	2.08
18	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	4,061	82,416	334,691,560	75,800	307,823,800	1.98
19	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	2,061	166,611	343,386,785	147,900	304,821,900	1.96
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,711	102,400	277,606,400	98,900	268,117,900	1.73
21	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,169	131,900	286,091,100	122,800	266,353,200	1.71
22	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	1,688	152,800	257,926,400	152,600	257,588,800	1.66
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	1,895	147,200	278,944,000	130,100	246,539,500	1.59
24	日本	投資証券	福岡リート投資法人　投資証券	1,376	189,300	260,476,800	178,900	246,166,400	1.58
25	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	1,700	148,000	251,600,000	144,100	244,970,000	1.58
26	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	1,463	173,100	253,245,300	157,500	230,422,500	1.48
27	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	2,722	78,000	212,316,000	76,300	207,688,600	1.34
28	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	2,000	114,200	228,400,000	97,100	194,200,000	1.25
29	日本	投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,306	161,100	210,396,600	141,000	184,146,000	1.19
30	日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人　投資証券	3,345	61,900	207,055,500	53,600	179,292,000	1.15

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資証券	94.74
合計	94.74

②【投資不動産物件】

三重県応援ファンド

該当事項はありません。

（参考）三重県関連株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）内外債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三重県応援ファンド

該当事項はありません。

（参考）三重県関連株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）内外債券マザーファンド

種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	売建	298,561.49	48,801,368	47,973,546	△1.94

（参考）Ｊリート・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三重県応援ファンド

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末　(2017年1月20日)	1,843,808,138	1,873,802,063	0.9271	0.9421
第24特定期間末　(2017年7月20日)	1,820,382,276	1,849,851,917	0.9280	0.9430
第25特定期間末　(2018年1月22日)	1,890,840,254	1,919,793,970	0.9804	0.9954
第26特定期間末　(2018年7月20日)	1,821,375,594	1,845,501,316	0.9423	0.9548
第27特定期間末　(2019年1月21日)	1,736,631,598	1,755,792,079	0.9058	0.9158
第28特定期間末　(2019年7月22日)	1,751,641,555	1,770,538,152	0.9292	0.9392
第29特定期間末　(2020年1月20日)	1,757,814,851	1,766,960,774	0.9818	0.9868
第30特定期間末　(2020年7月20日)	1,614,424,640	1,623,249,806	0.9149	0.9199
第31特定期間末　(2021年1月20日)	1,631,747,729	1,640,359,799	0.9546	0.9596
第32特定期間末　(2021年7月20日)	1,745,282,784	1,753,757,140	1.0316	1.0366
第33特定期間末　(2022年1月20日)	1,682,600,723	1,691,038,558	0.9978	1.0028
第34特定期間末　(2022年7月20日)	1,721,808,452	1,730,155,935	1.0345	1.0395
第35特定期間末　(2023年1月20日)	1,609,051,440	1,617,299,543	0.9765	0.9815
第36特定期間末　(2023年7月20日)	1,749,461,835	1,757,698,784	1.0645	1.0695
第37特定期間末　(2024年1月22日)	1,898,588,713	2,050,071,328	1.0306	1.1131
第38特定期間末　(2024年7月22日)	2,219,383,107	2,230,118,685	1.0473	1.0523
第39特定期間末　(2025年1月20日)	2,458,736,423	2,470,094,403	1.0150	1.0200
第40特定期間末　(2025年7月22日)	2,625,111,361	2,637,682,364	1.0685	1.0735
第41特定期間末　(2026年1月20日)	2,243,277,888	2,682,882,093	1.0335	1.2360
第42特定期間末　(2026年7月21日)	2,099,602,419	2,109,545,008	1.0659	1.0709
2025年7月末日	2,642,301,332	—	1.0892	—
8月末日	2,613,198,031	—	1.1167	—
9月末日	2,559,616,818	—	1.1362	—
10月末日	2,598,551,873	—	1.1792	—
11月末日	2,634,221,849	—	1.2047	—
12月末日	2,626,277,343	—	1.2087	—
2026年1月末日	2,211,964,502	—	1.0186	—
2月末日	2,278,547,319	—	1.0787	—
3月末日	2,111,789,770	—	1.0142	—
4月末日	2,087,972,191	—	1.0425	—

5月末日	2,091,101,044	—	1.0581	—
6月末日	2,117,235,350	—	1.0742	—
7月末日	2,079,415,986	—	1.0580	—

②【分配の推移】

三重県応援ファンド

	期間	分配金 （1口当たり）
第23特定期間	2016年7月21日～2017年1月20日	0.0150円
第24特定期間	2017年1月21日～2017年7月20日	0.0150円
第25特定期間	2017年7月21日～2018年1月22日	0.0150円
第26特定期間	2018年1月23日～2018年7月20日	0.0125円
第27特定期間	2018年7月21日～2019年1月21日	0.0100円
第28特定期間	2019年1月22日～2019年7月22日	0.0100円
第29特定期間	2019年7月23日～2020年1月20日	0.0050円
第30特定期間	2020年1月21日～2020年7月20日	0.0050円
第31特定期間	2020年7月21日～2021年1月20日	0.0050円
第32特定期間	2021年1月21日～2021年7月20日	0.0050円
第33特定期間	2021年7月21日～2022年1月20日	0.0050円
第34特定期間	2022年1月21日～2022年7月20日	0.0050円
第35特定期間	2022年7月21日～2023年1月20日	0.0050円
第36特定期間	2023年1月21日～2023年7月20日	0.0050円
第37特定期間	2023年7月21日～2024年1月22日	0.0825円
第38特定期間	2024年1月23日～2024年7月22日	0.0050円
第39特定期間	2024年7月23日～2025年1月20日	0.0050円
第40特定期間	2025年1月21日～2025年7月22日	0.0050円
第41特定期間	2025年7月23日～2026年1月20日	0.2025円
第42特定期間	2026年1月21日～2026年7月21日	0.0050円

③【収益率の推移】

三重県応援ファンド

	期間	収益率（%）
第23特定期間	2016年7月21日～2017年1月20日	4.7
第24特定期間	2017年1月21日～2017年7月20日	1.7
第25特定期間	2017年7月21日～2018年1月22日	7.3
第26特定期間	2018年1月23日～2018年7月20日	△2.6
第27特定期間	2018年7月21日～2019年1月21日	△2.8
第28特定期間	2019年1月22日～2019年7月22日	3.7
第29特定期間	2019年7月23日～2020年1月20日	6.2

第30特定期間	2020年1月21日～2020年7月20日	△6.3
第31特定期間	2020年7月21日～2021年1月20日	4.9
第32特定期間	2021年1月21日～2021年7月20日	8.6
第33特定期間	2021年7月21日～2022年1月20日	△2.8
第34特定期間	2022年1月21日～2022年7月20日	4.2
第35特定期間	2022年7月21日～2023年1月20日	△5.1
第36特定期間	2023年1月21日～2023年7月20日	9.5
第37特定期間	2023年7月21日～2024年1月22日	4.6
第38特定期間	2024年1月23日～2024年7月22日	2.1
第39特定期間	2024年7月23日～2025年1月20日	△2.6
第40特定期間	2025年1月21日～2025年7月22日	5.8
第41特定期間	2025年7月23日～2026年1月20日	15.7
第42特定期間	2026年1月21日～2026年7月21日	3.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

三重県応援ファンド

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第23特定期間	6,562,411	35,559,341
第24特定期間	5,095,199	32,350,945
第25特定期間	3,425,088	36,434,181
第26特定期間	21,096,629	16,732,512
第27特定期間	13,295,408	28,974,851
第28特定期間	3,981,370	36,180,868
第29特定期間	20,935,629	115,703,130
第30特定期間	3,409,640	29,121,607
第31特定期間	9,020,360	64,322,154
第32特定期間	12,205,099	29,764,783
第33特定期間	13,358,489	18,745,929
第34特定期間	5,431,624	27,363,876
第35特定期間	13,643,605	30,334,319
第36特定期間	14,393,818	18,686,803
第37特定期間	213,507,792	14,822,080
第38特定期間	363,631,167	86,524,530
第39特定期間	357,771,467	54,639,709
第40特定期間	216,636,862	182,240,176
第41特定期間	8,575,376	294,858,192
第42特定期間	48,616,271	249,273,206

≪参考情報≫

運用実績

2026年7月31日現在

●基準価額・純資産の推移

2016年8月1日～2026年7月31日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2026年 7月	25円
2026年 4月	25円
2026年 1月	2,000円
2025年10月	25円
2025年 7月	25円
設定来累計	8,310円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
内外債券マザーファンド	46.68%
三重県関連株マザーファンド	26.78%
Jリート・マザーファンド	25.54%

組入上位銘柄 三重県関連株マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
パナソニック　ホールディングス	電気機器	4.85%
百五銀行	銀行業	4.13%
三十三フィナンシャルグループ	銀行業	3.88%
京セラ	電気機器	3.45%
住友電気工業	非鉄金属	3.37%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です(以下同じ)。

組入上位銘柄 内外債券マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
UK TSY GILT 4.75	2035/10/22	4.750%	イギリス	13.77%
UK TSY GILT 4.375	2054/07/31	4.375%	イギリス	9.95%
US TREASURY N/B 4.25	2030/01/31	4.250%	アメリカ	9.73%
AUSTRALIAN GOVT. 2.75	2028/11/21	2.750%	オーストラリア	8.80%
US TREASURY N/B 4.625	2035/02/15	4.625%	アメリカ	8.46%

組入上位銘柄 Jリート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人　投資証券	7.53%
ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	6.69%
日本都市ファンド投資法人　投資証券	5.36%
GLP投資法人　投資証券	4.65%
野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	4.18%

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)

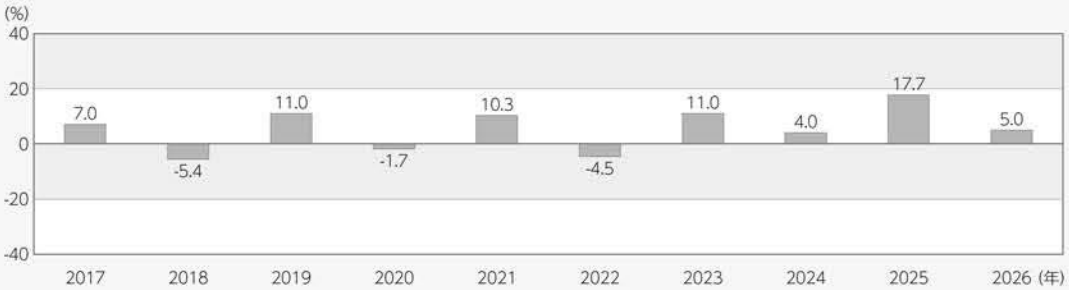

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2026年は年初から7月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

■　取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　取得申込手続

・　取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・　取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

・　「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

・　申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

・　申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

・　申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

・　申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■　換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■　換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■　解約請求制による換金手続

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
  解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.10％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■　解約請求の受付の中止及び取消

- 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことができるものとします。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　　03-3516-1300 受付時間　　営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ　　https://www.sbiokasan-am.co.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 債券の評価

マザーファンドを通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

マザーファンドを通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号　03-3516-1300 受付時間　営業日の午前９時～午後５時 ホームページ　https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2005 年 9 月 22 日から無期限とします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日まで、4 月 21 日から 7 月 20 日まで、7 月 21 日から 10 月 20 日まで、10 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

a　委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回った場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c　上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d　上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

e　委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f　上記ｃからｅまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

g　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

h　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の投資信託約款の変更ｄに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i　受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、上記ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知

られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c　上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d　上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

e　委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f　委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、上記ｂからｅの規定に従います。

■　反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■　運用報告書

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年1月21日から7月20日まで、7月21日から翌年1月20日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiokasan-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約又は投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 42 特定期間（2026 年 1 月 21 日から 2026 年 7 月 21 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月10日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松本 直也

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小西 正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「三重県応援ファンド」の2026年１月21日から2026年７月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「三重県応援ファンド」の2026年７月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
　ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【三重県応援ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第41特定期間末 (2026年1月20日現在)	第42特定期間末 (2026年7月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	44,658,240	4,370,485
コール・ローン	662,374,520	22,616,215
親投資信託受益証券	1,978,409,164	2,083,973,548
未収利息	12,793	591
流動資産合計	2,685,454,717	2,110,960,839
資産合計	2,685,454,717	2,110,960,839
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	434,096,114	4,924,559
未払解約金	33,001	10,310
未払受託者報酬	580,020	462,962
未払委託者報酬	7,395,223	5,902,750
その他未払費用	72,471	57,839
流動負債合計	442,176,829	11,358,420
負債合計	442,176,829	11,358,420
純資産の部		
元本等		
元本	※2 2,170,480,570	※1 1,969,823,635
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	72,797,318	129,778,784
（分配準備積立金）	69,066,271	124,224,029
元本等合計	2,243,277,888	2,099,602,419
純資産合計	※2 2,243,277,888	※2 2,099,602,419
負債純資産合計	2,685,454,717	2,110,960,839

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第41特定期間 自　2025年7月23日 至　2026年1月20日	第42特定期間 自　2026年1月21日 至　2026年7月21日
営業収益		
受取利息	102,059	82,918
有価証券売買等損益	395,676,101	89,364,384
営業収益合計	395,778,160	89,447,302
営業費用		
受託者報酬	1,144,578	942,499
委託者報酬	14,593,290	12,016,791
その他費用	143,015	117,746
営業費用合計	15,880,883	13,077,036
営業利益又は営業損失（△）	379,897,277	76,370,266
経常利益又は経常損失（△）	379,897,277	76,370,266
当期純利益又は当期純損失（△）	379,897,277	76,370,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	13,681,702	2,633,566
期首剰余金又は期首欠損金（△）	168,347,975	72,797,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,574,881	2,414,566
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,574,881	2,414,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,736,908	9,227,211
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,736,908	9,227,211
分配金	*1439,604,205	*19,942,589
期末剰余金又は期末欠損金（△）	72,797,318	129,778,784

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第42特定期間 自 2026年1月21日 至 2026年7月21日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、当特定期間末が休日のため、2026年1月21日から2026年7月21日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第41特定期間末 (2026年1月20日現在)	第42特定期間末 (2026年7月21日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 2,170,480,570口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 1,969,823,635口
*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0335円 (10,000口当たりの純資産額 10,335円)	*2. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0659円 (10,000口当たりの純資産額 10,659円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第41特定期間 自 2025年7月23日 至 2026年1月20日	第42特定期間 自 2026年1月21日 至 2026年7月21日
*1.分配金の計算過程	*1.分配金の計算過程
第80計算期間(2025年7月23日～2025年10月20日)	第82計算期間(2026年1月21日～2026年4月20日)
費用控除後の配当等収益額 A 25,803,267円	費用控除後の配当等収益額 A 20,499,372円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 184,477,288円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 25,933,585円
収益調整金額 C 81,904,503円	収益調整金額 C 76,923,832円
分配準備積立金額 D 148,820,808円	分配準備積立金額 D 62,864,424円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 441,005,866円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 186,221,213円
当ファンドの期末残存口数 F 2,203,236,709口	当ファンドの期末残存口数 F 2,007,212,071口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 2,001円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 927円
10,000口当たり分配金額 H 25円	10,000口当たり分配金額 H 25円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,508,091円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,018,030円
第81計算期間(2025年10月21日～2026年1月20日)	第83計算期間(2026年4月21日～2026年7月21日)
費用控除後の配当等収益額 A 19,963,769円	費用控除後の配当等収益額 A 13,917,596円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	135,971,251円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,386,147円
収益調整金額	C	81,850,280円	収益調整金額	C	76,046,918円
分配準備積立金額	D	347,227,365円	分配準備積立金額	D	101,844,845円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	585,012,665円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	205,195,506円
当ファンドの期末残存口数	F	2,170,480,570口	当ファンドの期末残存口数	F	1,969,823,635口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,695円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,041円
10,000口当たり分配金額	H	2,000円	10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	434,096,114円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,924,559円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第41特定期間 自 2025年7月23日 至 2026年1月20日	第42特定期間 自 2026年1月21日 至 2026年7月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第41特定期間末 (2026年1月20日現在)	第42特定期間末 (2026年7月21日現在)

1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第41特定期間 自 2025年 7月 23日 至 2026年 1月 20日	第42特定期間 自 2026年 1月 21日 至 2026年 7月 21日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第42特定期間 自 2026年 1月 21日 至 2026年 7月 21日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第41特定期間末 （2026年 1月 20日現在）		第42特定期間末 （2026年 7月 21日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,456,763,386円	期首元本額	2,170,480,570円
期中追加設定元本額	8,575,376円	期中追加設定元本額	48,616,271円
期中一部解約元本額	294,858,192円	期中一部解約元本額	249,273,206円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第41特定期間末（2026年 1月 20日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	119,897,572
合計	119,897,572

第42特定期間末（2026年 7月 21日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	32,196,631
合計	32,196,631

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	三重県関連株マザーファンド	127,792,362	560,906,235	
		Ｊリート・マザーファンド	134,473,778	538,500,244	
		内外債券マザーファンド	422,053,785	984,567,069	
	計	銘柄数：3	684,319,925	2,083,973,548	
		組入時価比率：99.3%		100.0%	
合計				2,083,973,548	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「三重県関連株マザーファンド」、「内外債券マザーファンド」、「Ｊリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

三重県関連株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

期別 科目	注記番号	2026年1月20日現在 金額	2026年7月21日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		514,460	1,430,662
コール・ローン		7,630,517	7,403,332
株式		515,157,290	551,021,590
未収配当金		1,669,400	1,053,025
未収利息		147	193
流動資産合計		524,971,814	560,908,802
資産合計		524,971,814	560,908,802
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		－	－
負債合計		－	－
純資産の部			
元本等			
元本	*1	142,717,679	127,792,362
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		382,254,135	433,116,440
元本等合計		524,971,814	560,908,802
純資産合計	*2	524,971,814	560,908,802
負債純資産合計		524,971,814	560,908,802

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2026 年 1 月 20 日現在	2026 年 7 月 21 日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 142,717,679 口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 127,792,362 口
*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　3.6784 円 （10,000 口当たりの純資産額　36,784 円）	*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　4.3892 円 （10,000 口当たりの純資産額　43,892 円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2025 年 7 月 23 日 至 2026 年 1 月 20 日	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ

	き、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	き、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2026年1月20日現在	2026年7月21日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2026年1月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年7月23日
期首元本額	236,924,063円
期首より2026年1月20日までの追加設定元本額	－円
期首より2026年1月20日までの一部解約元本額	94,206,384円
期末元本額	142,717,679円
2026年1月20日現在の元本の内訳（＊）	
三重県応援ファンド	142,717,679円

2026年7月21日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026年1月21日
期首元本額	142,717,679円
期首より2026年7月21日までの追加設定元本額	16,077,258円
期首より2026年7月21日までの一部解約元本額	31,002,575円
期末元本額	127,792,362円
2026年7月21日現在の元本の内訳（＊）	
三重県応援ファンド	127,792,362円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2026年1月20日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	112,972,240
合計	112,972,240

2026年 7月 21日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	131,270,357
合計	131,270,357

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	東亜道路工業	1,700	1,613.00	2,742,100	
		大和ハウス工業	2,600	4,639.00	12,061,400	
		井村屋グループ	1,900	2,411.00	4,580,900	
		寿スピリッツ	1,800	2,554.00	4,597,200	
		日本ハム	700	6,251.00	4,375,700	
		柿安本店	1,700	2,591.00	4,404,700	
		味の素	2,700	5,252.00	14,180,400	
		太陽化学	2,600	2,649.00	6,887,400	
		東洋紡	2,600	1,658.00	4,310,800	
		旭化成	9,100	1,862.00	16,944,200	
		石原産業	1,200	2,984.00	3,580,800	
		東ソー	5,000	2,766.50	13,832,500	
		セントラル硝子	1,800	4,155.00	7,479,000	
		ダイキョーニシカワ	6,800	1,003.00	6,820,400	
		ＤＩＣ	2,600	4,500.00	11,700,000	
		日東電工	3,700	3,284.00	12,150,800	
		ユニ・チャーム	12,200	966.00	11,785,200	
		ロート製薬	1,600	2,435.00	3,896,000	
		コスモエネルギーホールディングス	3,000	3,930.00	11,790,000	

	横浜ゴム	800	7,839.00	6,271,200	
	日本特殊陶業	600	9,678.00	5,806,800	
	ニチハ	800	3,030.00	2,424,000	
	神戸製鋼所	6,200	1,969.50	12,210,900	
	古河電気工業	1,000	3,419.00	3,419,000	
	住友電気工業	8,600	2,336.50	20,093,900	
	フジクラ	4,100	4,672.00	19,155,200	
	ＬＩＸＩＬ	6,500	1,861.50	12,099,750	
	東プレ	1,600	2,653.00	4,244,800	
	エイチワン	3,000	1,600.00	4,800,000	
	ＤＭＧ森精機	2,000	3,398.00	6,796,000	
	荏原製作所	2,500	5,587.00	13,967,500	
	ＣＫＤ	400	6,600.00	2,640,000	
	ＮＴＮ	13,000	384.40	4,997,200	
	ＴＨＫ	2,100	6,855.00	14,395,500	
	キオクシアホールディングス	200	61,060.00	12,212,000	
	富士電機	1,000	12,575.00	12,575,000	
	パナソニック　ホールディングス	6,300	4,073.00	25,659,900	
	古野電気	500	7,290.00	3,645,000	
	京セラ	5,200	3,666.00	19,063,200	
	デンソー	7,000	1,992.50	13,947,500	
	武蔵精密工業	900	3,120.00	2,808,000	
	タチエス	2,400	2,178.00	5,227,200	
	本田技研工業	10,400	1,557.00	16,192,800	
	エクセディ	1,600	5,960.00	9,536,000	
	豊田合成	1,000	4,981.00	4,981,000	
	テイ・エス　テック	5,000	1,777.00	8,885,000	
	コクヨ	4,900	863.60	4,231,640	
	中部電力	1,800	2,951.50	5,312,700	
	東邦瓦斯	2,200	1,203.50	2,647,700	
	近鉄グループホールディングス	1,100	3,489.00	3,837,900	
	日本トランスシティ	6,100	1,297.00	7,911,700	
	システナ	6,100	421.00	2,568,100	
	東名	5,200	824.00	4,284,800	
	伯東	1,300	4,490.00	5,837,000	
	コスモス薬品	600	6,250.00	3,750,000	

		イオン	6,400	1,366.50	8,745,600	
		三十三フィナンシャルグループ	11,300	1,932.00	21,831,600	
		百五銀行	11,400	2,024.00	23,073,600	
		三重交通グループホールディングス	16,800	546.00	9,172,800	
		リゾートトラスト	2,100	1,734.00	3,641,400	
		ジャパンマテリアル	6,000	2,320.00	13,920,000	
		グリーンズ	1,900	2,148.00	4,081,200	
	計	銘柄数：62 組入時価比率：98.2%			551,021,590 100.0%	
合　計					551,021,590	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

内外債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2026年1月20日現在 金額	2026年7月21日現在 金額
資産の部			
流動資産			
預金		11,096	7,798
金銭信託		3,020,266	727,146
コール・ローン		44,796,824	3,762,809
国債証券		2,412,546,576	2,462,532,790
未収利息		21,435,828	30,760,131
前払費用		10,620,435	1,499,662
流動資産合計		2,492,431,025	2,499,290,336
資産合計		2,492,431,025	2,499,290,336
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		－	－
負債合計		－	－
純資産の部			
元本等			
元本	*1	1,088,196,877	1,071,387,331
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,404,234,148	1,427,903,005
元本等合計		2,492,431,025	2,499,290,336
純資産合計	*2	2,492,431,025	2,499,290,336
負債純資産合計		2,492,431,025	2,499,290,336

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

2026 年 1 月 20 日現在	2026 年 7 月 21 日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 1,088,196,877 口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 1,071,387,331 口
*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　2.2904 円 （10,000 口当たりの純資産額　22,904 円）	*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　2.3328 円 （10,000 口当たりの純資産額　23,328 円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2025 年 7 月 23 日 至 2026 年 1 月 20 日	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
１. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
２. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債	同左

	権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2026年1月20日現在	2026年7月21日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2026年1月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年7月23日
期首元本額	1,353,628,462円
期首より2026年1月20日までの追加設定元本額	105,254,603円
期首より2026年1月20日までの一部解約元本額	370,686,188円
期末元本額	1,088,196,877円
2026年1月20日現在の元本の内訳（＊）	
三重県応援ファンド	418,004,525円

福井県応援ファンド	280,378,369 円
香川県応援ファンド	389,813,983 円

2026 年 7 月 21 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026 年 1 月 21 日
期首元本額	1,088,196,877 円
期首より 2026 年 7 月 21 日までの追加設定元本額	44,176,174 円
期首より 2026 年 7 月 21 日までの一部解約元本額	60,985,720 円
期末元本額	1,071,387,331 円
2026 年 7 月 21 日現在の元本の内訳（＊）	
三重県応援ファンド	422,053,785 円
福井県応援ファンド	265,648,965 円
香川県応援ファンド	383,684,581 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2026 年 1 月 20 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△12,650,195
合計	△12,650,195

2026 年 7 月 21 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△80,897,138
合計	△80,897,138

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第８７回利付国債（３０年）	120,000,000	96,241,200	
	計	銘柄数：1	120,000,000	96,241,200	
		組入時価比率：3.9%		3.9%	

	アメリカドル	US TREASURY N/B 1.5	750,000.00	681,796.87	
		US TREASURY N/B 3.625	900,000.00	890,472.64	
		US TREASURY N/B 4.25	1,300,000.00	1,300,304.69	
		US TREASURY N/B 4.25	1,500,000.00	1,498,359.37	
		US TREASURY N/B 4.375	650,000.00	644,515.62	
		US TREASURY N/B 4.5	700,000.00	633,500.00	
		US TREASURY N/B 4.625	1,300,000.00	1,307,718.75	
		US TREASURY N/B 4.75	700,000.00	660,187.50	
	計	銘柄数：8	7,800,000.00	7,616,855.44	
				(1,238,119,851)	
		組入時価比率：49.5%		50.3%	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 2	100,000.00	68,605.00	
		CANADA-GOV'T 3	800,000.00	776,832.00	
	計	銘柄数：2	900,000.00	845,437.00	
				(97,656,427)	
		組入時価比率：3.9%		4.0%	
	ユーロ	BTPS 4.65	400,000.00	397,552.00	
		DEUTSCHLAND REP 2.5	400,000.00	383,108.00	
		FRANCE O.A.T. 3	300,000.00	284,697.00	
		SPANISH GOV'T 2.55	50,000.00	48,161.00	
	計	銘柄数：4	1,150,000.00	1,113,518.00	
				(206,613,264)	
		組入時価比率：8.3%		8.4%	
	イギリスポンド	UK TSY GILT 3.75	100,000.00	72,502.00	
		UK TSY GILT 4.375	1,400,000.00	1,131,774.00	
		UK TSY GILT 4.75	1,600,000.00	1,566,880.00	
	計	銘柄数：3	3,100,000.00	2,771,156.00	
				(605,275,893)	
		組入時価比率：24.2%		24.6%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	2,000,000.00	1,920,300.00	
	計	銘柄数：1	2,000,000.00	1,920,300.00	
				(218,626,155)	
		組入時価比率：8.7%		8.9%	
	合計			2,462,532,790	
				(2,366,291,590)	

(注)1.小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

Ｊリート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

期別 科目	注記番号	2026年1月20日現在 金額	2026年7月21日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		28,527,431	109,043,262
コール・ローン		417,163,691	560,056,629
投資証券		16,786,233,800	14,833,825,500
未収配当金		179,278,872	145,512,418
未収利息		8,057	14,638
流動資産合計		17,411,211,851	15,648,452,447
資産合計		17,411,211,851	15,648,452,447
負債の部			
流動負債			
未払解約金		64,749,945	－
流動負債合計		64,749,945	－
負債合計		64,749,945	－
純資産の部			
元本等			
元本	*1	4,070,765,699	3,907,722,054
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		13,275,696,207	11,740,730,393
元本等合計		17,346,461,906	15,648,452,447
純資産合計	*2	17,346,461,906	15,648,452,447
負債純資産合計		17,411,211,851	15,648,452,447

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2026 年 1 月 20 日現在	2026 年 7 月 21 日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 4,070,765,699 口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 3,907,722,054 口
*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　4.2612 円 （10,000 口当たりの純資産額　42,612 円）	*2.　当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額　4.0045 円 （10,000 口当たりの純資産額　40,045 円）

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 2025 年 7 月 23 日 至 2026 年 1 月 20 日	自 2026 年 1 月 21 日 至 2026 年 7 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づ

	き、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	き、投資信託財産の運用の指図について、法令、資産運用業協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2026年1月20日現在	2026年7月21日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2026年1月20日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025年7月23日
期首元本額	4,742,949,871円
期首より2026年1月20日までの追加設定元本額	108,701,803円
期首より2026年1月20日までの一部解約元本額	780,885,975円
期末元本額	4,070,765,699円
2026年1月20日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	2,585,581,051円
三重県応援ファンド	116,408,263円
福井県応援ファンド	77,246,443円
香川県応援ファンド	107,201,556円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	158,852,741円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	8,104,298円
くまもと未来応援ファンド	162,999,035円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	127,028,433円
北陸みらい応援ファンド	727,343,879円

2026年7月21日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2026年1月21日
期首元本額	4,070,765,699円
期首より2026年7月21日までの追加設定元本額	410,677,597円
期首より2026年7月21日までの一部解約元本額	573,721,242円
期末元本額	3,907,722,054円
2026年7月21日現在の元本の内訳（＊）	
日本Ｊリートオープン（毎月分配型）	2,140,558,246円

三重県応援ファンド	134,473,778 円
福井県応援ファンド	80,488,308 円
香川県応援ファンド	117,531,154 円
日本Ｊリートオープン（１年決算型）	131,463,610 円
ＤＣ日本Ｊリートオープン	8,786,814 円
くまもと未来応援ファンド	173,664,797 円
リスク抑制型・４資産バランスファンド	141,278,741 円
北陸みらい応援ファンド	979,476,606 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2026 年 1 月 20 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	347,241,700
合計	347,241,700

2026 年 7 月 21 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△1,007,924,306
合計	△1,007,924,306

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	357	41,769,000	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	963	106,700,400	
		東海道リート投資法人　投資証券	356	36,383,200	
		三井不動産アコモデーションファンド投資法人　投資証券	2,169	267,654,600	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	1,895	250,140,000	
		産業ファンド投資法人　投資証券	2,732	403,789,600	

		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,061	313,890,300	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,300	324,070,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	4,985	719,335,500	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	1,500	158,700,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	6,521	586,237,900	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	670	164,083,000	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	1,257	97,291,800	
		イオンリート投資法人　投資証券	1,310	165,977,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	1,463	233,348,500	
		日本リート投資法人　投資証券	1,862	157,711,400	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	4,061	317,570,200	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	262	35,186,600	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人 投資証券	410	45,018,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	4,256	662,659,200	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	1,688	256,069,600	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	3,345	187,654,500	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	2,989	334,768,000	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	762	50,673,000	
		投資法人みらい　投資証券	2,594	108,688,600	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	461	57,117,900	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	1,306	187,672,200	
		セントラル・リート投資法人　投資証券	264	27,931,200	
		ＭＩＲＡＲＴＨ不動産投資法人　投資証券	596	49,408,400	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	8,690	1,174,019,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	8,512	1,049,529,600	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	7,066	833,788,000	

		オリックス不動産投資法人　投資証券	4,866	491,466,000	
		日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,432	335,992,800	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	1,021	115,066,700	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,774	452,439,400	
		森トラストリート投資法人　投資証券	2,722	209,594,000	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	7,165	441,364,000	
		三井不動産商業ファンド投資法人 投資証券	905	75,024,500	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	540	73,278,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,711	270,286,700	
		福岡リート投資法人　投資証券	1,376	246,992,000	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	3,761	597,246,800	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	1,275	121,507,500	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	1,100	368,500,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	609	84,772,800	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	459	86,888,700	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	4,794	597,332,400	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	5,090	418,907,000	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	2,000	199,400,000	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	1,700	242,930,000	
	計	銘柄数：51	127,963	14,833,825,500	
		組入時価比率：94.8%		100.0%	
合計				14,833,825,500	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三重県応援ファンド

（2026 年 7 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	2,080,118,384円
Ⅱ　負債総額	702,398円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,079,415,986円
Ⅳ　発行済数量	1,965,511,309口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0580円

（参考）三重県関連株マザーファンド

（2026 年 7 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	556,967,735円
Ⅱ　負債総額	100,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	556,867,735円
Ⅳ　発行済数量	127,768,877口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	4.3584円

（参考）内外債券マザーファンド

（2026 年 7 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	2,476,534,545円
Ⅱ　負債総額	5,000,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,471,534,545円
Ⅳ　発行済数量	1,069,249,756口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	2.3115円

（参考）Ｊリート・マザーファンド

（2026 年 7 月 31 日現在）

Ⅰ　資産総額	15,570,958,596円
Ⅱ　負債総額	34,444,017円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,536,514,579円
Ⅳ　発行済数量	3,895,013,093口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	3.9888円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026 年 7 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022 年 11 月 30 日	60 億 284 千円（10 億円）
2023 年 3 月 14 日	1 億円（60 億 284 千円）

(2) 委託会社の機構（2026 年 7 月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。
　また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2026年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	137	19,947
追加型公社債投資信託	1	3,930
単位型株式投資信託	37	905
単位型公社債投資信託	15	243
合計	190	25,026

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本　直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小西　正毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日現在）		当事業年度 （2026年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		14,765,684		14,478,873
有価証券		73,110		2,096
未収委託者報酬		2,072,469		3,748,130
未収運用受託報酬		15,446		133,174
未収投資助言報酬		11,876		11,876
前払費用		153,984		193,646
未収収益		30,236		39,693
短期差入保証金		－		126,102
その他の流動資産		12,726		12,818
流動資産合計		17,135,533		18,746,412
固定資産				
有形固定資産				
建物	※	160,120	※	121,058
器具備品	※	13,847	※	31,245
有形固定資産合計		173,967		152,303
無形固定資産				
ソフトウェア		12,536		13,103
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		14,659		15,226
投資その他の資産				
投資有価証券		1,230,152		1,566,077
長期差入保証金		252,245		126,142
前払年金費用		83,267		103,024
関係会社株式		－		177,217
その他の関係会社有価証券		－		610,818
その他		480		2,474
投資その他の資産合計		1,566,145		2,585,753
固定資産合計		1,754,772		2,753,283
資産合計		18,890,306		21,499,695

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	28,552	39,779
前受収益	－	259
未払金	1,179,355	2,029,643
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	1,163,520	1,996,265
その他未払金	10,833	28,377
未払費用	237,473	385,762
未払法人税等	452,663	523,453
未払消費税等	134,264	132,929
未払配当金	200,000	－
賞与引当金	90,000	120,000
資産除去債務	－	61,446
流動負債合計	2,322,310	3,293,274
固定負債		
退職給付引当金	228,723	207,299
役員退職慰労引当金	9,360	11,240
資産除去債務	95,344	30,647
繰延税金負債	114,869	86,516
長期預り敷金保証金	－	2,831
固定負債合計	448,297	338,534
負債合計	2,770,607	3,631,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,960,947	5,704,802
利益剰余金合計	4,140,777	5,884,632
株主資本合計	15,707,845	17,451,700
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	411,853	416,185
評価・換算差額等合計	411,853	416,185
純資産合計	16,119,698	17,867,886
負債・純資産合計	18,890,306	21,499,695

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	13,077,482	16,255,417
運用受託報酬	37,259	225,098
投資助言報酬	27,565	27,600
その他営業収益	14,575	12,574
営業収益合計	13,156,882	16,520,690
営業費用		
支払手数料	7,012,057	8,714,828
広告宣伝費	103,154	106,388
公告費	15	50
受益権管理費	15,855	15,852
調査費	1,619,742	2,253,559
調査費	284,587	324,333
委託調査費	1,335,154	1,929,226
委託計算費	297,339	326,764
営業雑経費	351,339	468,501
通信費	64,085	64,383
印刷費	167,468	159,612
諸経費	57,894	136,536
協会費	5,753	6,316
諸会費	3,237	6,167
業務委託費	52,899	95,486
営業費用合計	9,399,503	11,885,945
一般管理費		
給料	1,159,164	1,235,480
役員報酬	76,130	85,177
給料・手当	1,079,034	1,138,802
賞与	4,000	11,500
交際費	1,852	1,890
寄付金	22,830	21,266
旅費交通費	14,822	15,545
租税公課	15,014	60,742
不動産賃借料	253,559	254,039
賞与引当金繰入	90,000	119,600
退職給付費用	9,770	15,532
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,880
固定資産減価償却費	25,220	56,316
諸経費	355,125	450,603
一般管理費合計	1,949,229	2,232,897
営業利益	1,808,149	2,401,847

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	44,774	54,030
受取利息	13,725	64,816
有価証券利息	4,822	―
投資事業組合運用益	―	7,415
雑益	5,531	5,500
営業外収益合計	68,853	131,763
営業外費用		
固定資産除却損	0	1,834
為替差損	9	217
投資事業組合運用損	―	707
雑損	0	1
営業外費用合計	9	2,761
経常利益	1,876,993	2,530,849
特別利益		
有価証券償還益	―	23,251
投資有価証券売却益	2,082	―
投資有価証券償還益	17,403	28,142
為替差益	294	―
特別利益合計	19,779	51,393
特別損失		
有価証券償還損	36	―
投資有価証券売却損	6,588	2,500
投資有価証券償還損	1,752	―
特別損失合計	8,376	2,500
税引前当期純利益	1,888,396	2,579,743
法人税、住民税及び事業税	645,087	866,918
法人税等調整額	4,776	△ 31,030
法人税等合計	649,863	835,887
当期純利益	1,238,532	1,743,855

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	－	－	－	－	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					1,743,855	1,743,855	1,743,855			1,743,855
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								4,332	4,332	4,332
当期変動額合計	－	－	－	－	1,743,855	1,743,855	1,743,855	4,332	4,332	1,748,187
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	5,704,802	5,884,632	17,451,700	416,185	416,185	17,867,886

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3)その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

②市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18 年

器具備品　4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産(負債)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債　　86,516 千円

上記の繰延税金負債 86,516 千円は、繰延税金資産 213,088 千円と繰延税金負債 299,604 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を毎期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

有形固定資産の耐用年数と資産除去債務の見積りの変更

2026 年 12 月末をもって本社事務所の賃借期間が満了となりますが、区画を縮小して更新することを当事業年度において決定いたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産の耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。加えて、不動産賃貸契約に基づく原状回復に係る費用については、当事業年度において履行時期を見直し、返却区画については、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するように、また継続利用区画についても履行時期を見直すとともに、原状回復費用の新たな情報に基づきその見積りを変更しております。

これらの影響により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費等が 23,145 千円増加し、当事業年度の営

業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。また、この見積りの変更による資産除去債務の減少額4,275千円を資産除去債務残高から減額しております。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
建物	98,870千円	133,764千円
器具備品	129,597　〃	81,150 〃
計	228,468　〃	214,915　〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月23日定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	利益剰余金	360円55銭	2025年３月31日	2025年６月24日

当事業年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	―	―	577,400
A種優先株式(株)	554,701	―	―	554,701
自己株式				
普通株式（株）	―	―	―	―
A種優先株式（株）	―	―	―	―
合計	1,132,101	―	―	1,132,101

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月23日定時株主総会	A種優先株式	200,000千円	360円55銭	2025年３月31日	2025年６月24日

３．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
１年以内	252,205	189,153
１年超	189,153	―
合計	441,359	189,153

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。
一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	―
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	2,096	2,096	―
(2) 投資有価証券	1,450,386	1,450,386	―
(3) 長期差入保証金	126,142	81,893	△ 44,249

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」、「短期差入保証金」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリ

ーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691
関係会社株式	177,217

非上場株式及び関係会社株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号　2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資等（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日）第 24-16 項を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年３月 31 日）第４項(1)に定める事項を注記しておりません。

なお、貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資等	610,818

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

①　時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	―	1,114,461

②　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	―	204,580	―	204,580

当事業年度（2026年3月31日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	2,096	―	2,096
投資有価証券	662,123	788,263	―	1,450,386

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	―	81,893	―	81,893

（注1）金融商品の時価の算定方法

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル１の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル２に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル２の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,765,684	―	―	―
未収委託者報酬	2,072,469	―	―	―
未収運用受託報酬	15,446	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	―	―	―	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,478,873	―	―	―
未収委託者報酬	3,748,130	―	―	―
未収運用受託報酬	133,174	―	―	―
未収投資助言報酬	11,876	―	―	―
短期差入保証金	126,102	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	2,096	615,899	9,773	84,570
長期差入保証金	―	―	―	126,142
合計	18,500,253	615,899	9,773	210,712

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	673,118	81,624	591,493
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

当事業年度（2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	662,123	81,429	580,693
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	721,366	653,677	67,689
小計		1,383,489	735,107	648,382
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	―	―	―
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	68,992	72,825	△3,833
小計		68,992	72,825	△3,833
合計		1,452,482	807,932	644,549

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。）

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

当事業年度 （自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	―	―	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	21,403	―	2,500
合計	21,403	―	2,500

３．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当ありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。また、当事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	461,310	379,042
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
数理計算上の差異の発生額	△17,114	△35,160
退職給付の支払額	△102,581	△70,823
退職給付債務の期末残高	379,042	310,223

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	368,298	323,663
期待運用収益	1,841	1,618
数理計算上の差異の発生額	△15,099	25,115
事業主からの拠出額	13,649	12,461
退職給付の支払額	△45,026	△37,132
年金資産の期末残高	323,663	325,725

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	181,430	147,900
年金資産	△323,663	△325,725
	△142,232	△177,825
非積立型制度の退職給付債務	197,611	162,322
未積立退職給付債務	55,379	△15,502
未認識数理計算上の差異	90,076	119,777
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275
退職給付引当金	228,723	207,299
前払年金費用	△83,267	△103,024
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,455	104,275

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	34,013	31,214
利息費用	3,413	5,950
期待運用収益	△1,841	△1,618
数理計算上の差異の費用処理額	△35,804	△30,575
確定給付制度に係る退職給付費用	△218	4,971

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
株式	43.1%	44.8%
一般勘定	20.7%	19.7%
債券	21.5%	23.8%
その他	14.7%	11.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	1.57%	2.62%
長期期待運用収益率	0.50%	1.00%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,041千円、当事業年度10,951千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	81,036	73,446
役員退職慰労引当金	3,316	3,982
賞与引当金	31,131	42,516
その他有価証券評価差額金	4,648	1,358
投資有価証券評価損	11,790	3,607
資産除去債務	33,780	32,628
未払事業税	41,892	53,437
減価償却費超過額	―	6,455
その他	11,144	13,527
繰延税金資産小計	218,739	230,959
評価性引当額	△ 40,209	△ 17,871
繰延税金資産の合計	178,529	213,088
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 230,334	△ 229,722
未収配当金	△ 7,494	△ 11,179
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,068	△ 22,201
前払年金費用	△29,501	△ 36,501
繰延税金負債の合計	△ 293,399	△ 299,604
繰延税金資産(負債)の純額	△ 114,869	△ 86,516

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	―	34.59%
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	―	△ 0.12%
住民税均等割	―	0.15%
税額控除	―	△ 1.25%
評価性引当額の増減	―	△ 0.87%
その他	―	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	―	32.40%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）
取得による企業結合
2025 年８月 19 日開催の取締役会にて、投資事業組合の組成・運用等を行うＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社（旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）及び同社が無限責任組合員として運営するＯＣＰ１号投資事業有限責任組合並びにＯＣＰ２号投資事業有限責任組合の株式及び出資持分を取得することを決議し、2025 年９月 30 日付で当該譲渡手続きが完了し、当該会社等を子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要
(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社 （旧商号：岡三キャピタルパートナーズ株式会社）	投資事業組合の組成・運用等
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合	ベンチャー企業、および上場を視野に入れたミドル・レイターステージの企業への投資事業

(2) 企業結合を行った主な理由
ベンチャーキャピタル事業における豊富な実績と専門性を活用し、事業領域のさらなる拡充と競争力を強化するため。

(3) 企業結合日
2025 年９月 30 日

(4) 企業結合の法的形式
金銭を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社は、10 月１日付で岡三キャピタルパートナーズ株式会社から商号を変更しております。
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合並びにＯＣＰ２号投資事業有限責任組合については、企業結合前後において名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
100%取得
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合
取得した出資持分比率　99.5%
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合
取得した出資持分比率　99.5%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠
当社が金銭を対価として株式及び出資持分を取得したことによります。

2. 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
ＳＢＩ岡三オルタナティブ・インベストメント株式会社
取得の対価（金銭）177,217 千円
取得原価　　同上
ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合
取得の対価（金銭）461,305 千円
取得原価　　同上
ＯＣＰ２号投資事業有限責任組合
取得の対価（金銭）235,194 千円

取得原価　　同上

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度

本店事務所のうち 2026 年 12 月末返却区画については、残存使用見込期間を 9 か月とし、割引率は国債の利回りを参考に 0.985%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。また、継続使用区画については、使用見込期間を 2026 年 3 月から 15 年と見積り、割引率は国債の利回りを参考に 2.923%を使用して計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
期首残高	94,372	95,344
有形固定資産の取得に伴う増加額	―	―
時の経過による調整額	972	1,025
資産除去債務の履行による減少額	―	―
見積りの変更による増加額	―	△ 4,275
期末残高	95,344	92,094

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	16,255,417
運用受託報酬	225,098
投資助言報酬	27,600
その他営業収益	12,574
合計	16,520,690

（2）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

当事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	3,748,130
未収運用受託報酬	133,174
未収投資助言報酬	11,876
合計	3,893,181

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

報告セグメントが１つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

前事業年度 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	4,281,619	未払手数料	813,246

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,100	証券業	（被所有）直接 49.0%	株式の取得	株式の取得（注2）	177,217	関係会社株式	177,217
						出資持分の取得	出資持分の取得（注2）	696,499	その他関係会社有価証券	610,818

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	－	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	5,188,864	未払手数料	1,155,311

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 支払手数料については、過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(2) 株式及び出資持分の取得価額については、企業価値を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社（非上場）

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
1株当たり純資産額	14,238円74銭	15,782円94銭
1株当たり当期純利益金額	1,094円01銭	1,540円37銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	1,238,532千円	1,743,855千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101株	1,132,101株

4．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
純資産の部の合計額	16,119,698千円	17,867,886千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	16,119,698千円	17,867,886千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
（うちA種優先株式）	（554,701 株）	（554,701 株）

（注）A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

（重要な後発事象）

退職給付制度の改定

当社は、2026年7月1日付で退職給付制度の改定を行い、現行の確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度で構成していた退職給付制度から確定拠出年金制度のみ退職給付制度への移行を予定しております。これに伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号　平成19年2月7日）を適用する予定でありますが、影響額については現在算定中であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

三重県応援ファンド

約　　款

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、およびＪリート・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Ｊリート・マザーファンドの各受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 各マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券に投資します。

③ 各マザーファンドの受益証券への資産配分は、投資信託財産の純資産総額に対して、以下の比率を基本投資割合とします。

三重県関連株マザーファンドの受益証券‥‥‥‥‥ 25％±5％程度
内外債券マザーファンドの受益証券‥‥‥‥‥‥‥ 50％未満
Ｊリート・マザーファンドの受益証券‥‥‥‥‥‥ 25％±5％程度

④ 実質組入外貨建資産（各マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額をいいます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

なお、この投資信託約款において「不動産投資信託証券」とは、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に定める投資信託の受益証券、および金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号に定める投資証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託の受益証券および投資証券をいいます。

(3) 投 資 制 限

① マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一のマザーファンドの受益証券への投資は、原則として投資信託財産の純資産総額の 50％以下とします。

③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10％以下とします。

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。

⑤　株式への直接投資は行いません。

⑥　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

3ヵ月に1回（1月、4月、7月、10月の各月の20日とします。ただし、当該各月の20日が休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた利子・配当等収益には、マザーファンドの利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。

②　分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として利子・配当等収益等から行います。ただし、1 月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、利子・配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　三重県応援ファンド　約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条　委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項および第 45 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条　委託者は、第 3 条の規定による受益権については 200 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載ま

たは記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．金銭債権
   ハ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主としてＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された三重県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Ｊリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預　金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③　第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　第 1 項に規定する「短期社債等」とは、イ. 社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 18 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 22 条において同じ。）、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②　前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③　前項の取扱いは、第 26 条、第 27 条および第 28 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 19 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（同一のマザーファンドの受益証券への投資制限）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する同一のマザーファンドの受益証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

（同一銘柄の不動産投資信託証券への投資制限）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額（マザーファンドの投資信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額をいいます。）が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第 22 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第23条　＜削除＞

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 29 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 30 条　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

②　前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 31 条　この信託の計算期間は、毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日まで、4 月 21 日から 7 月 20 日まで、7 月 21 日から 10 月 20 日まで、10 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から平成 18 年 1 月 20 日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 32 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 33 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担と

し、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 110 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 35 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため

委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 38 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 38 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法

の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　平成19年1月4日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第40条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（投資信託契約の解約）

第41条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 42 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 46 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 43 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 46 条第 4 項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 44 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 45 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 46 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第 46 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 47 条　第 41 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 41 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求する

ことができます。

（公告）

第 48 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。https://www.sbiokasan-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第 48 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 17 年 9 月 22 日

委　託　者　東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

三重県関連株マザーファンド

運 用 の 基 本 方 針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

② わが国の金融商品取引所上場株式のうち、三重県に本社または本店がある企業、および三重県に工場、店舗等があるなど、三重県の発展と共に成長が期待される企業や三重県に関わりが深い企業等の株式に投資します。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、財務内容を考慮のうえ、以下の戦略Ⅰおよび戦略Ⅱを組合せて銘柄を選定します。

戦略Ⅰ：三重県に本社または本店がある企業を投資対象とし、株式時価総額を勘案して、ポートフォリオを構築します。

戦略Ⅱ：三重県に工場、店舗等がある企業を投資対象とし、株式時価総額、配当利回りを勘案して、ポートフォリオを構築します。

④ 運用にあたっては、買い持ち戦略を基本とし、組入銘柄の見直しは原則として半年毎に行います。

⑤ 株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。

⑥ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の 50%以下とします。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

内外債券マザーファンド

運 用 の 基 本 方 針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 日本を含む主要先進各国のソブリン債（国債、政府保証債等）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

② FTSE 世界国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指して積極的な運用（アクティブ運用）を行います。

③ マクロ分析や為替・金利予測及びイールドカーブ分析に基づき、国別投資比率やデュレーションの決定及び調整を行い、アクティブに超過収益の獲得を目指します。また、相対価値分析、需給要因分析、テクニカル分析に基づく複数の付加価値戦略を組み合わせることで、ポートフォリオの収益力向上とリスク軽減に努めます。

④ 債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(3) 投 資 制 限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341 条ノ3 第1 項第7 号および第8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑤ デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ｊリート・マザーファンド

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、この約款において「不動産投資信託証券」とは、第14条第1項に定める投資信託証券のうち、不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする投資信託証券をいいます。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用にあたっては、株式会社三井住友トラスト基礎研究所から不動産市場全体とJ-REITにかかる調査・分析情報等の助言を受けます。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

⑤ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。